

申告漏れはありますか？

コロナ禍の影響でPTA活動が自粛されていた昨年度までは、「災害報告書」が事務局に届く件数が少ない状況でしたが、今年度に入りPTA活動が再開されるようになりました。それに伴い「災害報告書」の受付数も増えてきました。

(※3年度は1件、4年度は4件、今年度は9月30日現在で8件)

しかし、事務局で最も心配していることは、ケガや事故があったにもかかわらず『災害報告漏れ』があるのではないかとことです。PTA活動中にケガをされた方があった場合には、ケガをされた方に『見舞金』を給付します。

また、損害賠償責任に関する事故も取り扱っています。PTA活動中に傷害や事故が発生した場合は、速やかに見舞金給付会事務局へお知らせください。

活動終了時には必ず事故等の有無の確認を
していただきますようお願いします。

「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中に起こった損害賠償事故といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。PTA管理者に法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

「賠償責任に関する報告書」で多い事例は、PTA環境整備活動中の草刈り機による飛び石が、校舎の窓や扉のガラスを破損したり、駐車してあった自動車を傷付けたりの被害です。

作業前に付近に駐車してある自動車を移動させたり、校舎等の建物の窓ガラス破損を防ぐネットでの防御をしたりなど、安全対策をしっかりとすることが必要です。



資源回収において、使用した自動車を傷付けてしまった、ドアノブを壊してしまったなど、自動車に関する

損害賠償についての問合せが多くありますが、自動車の使用に伴う対人賠償、対物賠償はすべて免責となっています。

【今年度の事例から】

◆保険金の支払い対象の事案

PTA主催の行事において、ダーツを行っていた際、児童が投げた物が的から大きく外れ、誤って的后方にあった窓ガラスに当り、窓ガラスに穴及び放射状にひびが入った。



◆委託保険会社よりガラス修理代が支払われる。

◆保険金の支払い対象外の事案

運動会参観のため、会員が学校敷地内の物置小屋の前に車を止めていたところ、物置小屋の戸が開いて車側面に当たり、ドアがへこみ傷付いた。

➡ 運動会はPTAとの共済事業だが、駐車場所をPTAが指定したわけでもないし、PTAの駐車係を付けていたわけでもなく、PTAの活動とは全く関係がないので、保険金の請求はできません。問題があるとすれば、設置者側(学校又は市町村)にある。

■見舞金給付について

～交通事故による傷害の場合は給付できません～

PTA活動に参加するための往復途上の災害について対象としていますが、自家用車や自動車を運転中に起こった事故による傷害については、見舞金の給付はできません。また、資源回収のためトラックや自家用車等の運転中に発生した事故についても、同様に給付できません。



このような場合は、交通事故扱として警察に連絡し、加入されている自動車保険等で対応願います。

■災害報告は至急！

「災害報告書」が遅れて届くことがあります。岐阜県PTA見舞金給付規程では、災害発生日から1ヶ月以内に提出となっています。また、「給付申請書」等についても治療完了後1ヶ月以内、又は災害発生日から180日経過後1ヶ月以内に提出することになっています。それぞれ期限を守って早めに提出してください。

特に「賠償責任に関する報告書」は至急提出ください。報告が遅くなり対応に困ることがあります。

「賠償責任補償」については保険会社に委託しているものであり、賠償責任に該当するかどうかは、内容によって判断されるものです。

したがって、事故発生時「いつ、どこで、誰によって、どのような事故が発生したのか」という事実関係が明確である必要があります。「駐車していた車に戻ったところ、ドアに傷が付けられていた。」といった事例では、保険金は支払われません。

■お知らせ

◆「見舞金給付会アンケート」へのご協力、ありがとうございました。

結果は、別紙【特別号】で公表させていただきました。

◆右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。※今までの「給付会便り」も見ることができます。

